

# 木曽川水系新境川 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)



**凡例**

浸水した場合に想定される水深 (ランク別)

20.0m以上の区域
10.0m~20.0m未満の区域
5.0m~10.0m未満の区域
3.0m~5.0m未満の区域
0.5m~3.0m未満の区域
0.5m未満の区域
市町村界
河川等範囲
浸水想定区域の指定の対象となる水位用錐河川

**1 説明文**

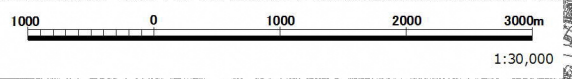
(1) この図は、木曽川水系新境川の水位周知区間等について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。

(2) この洪水浸水想定区域図は、指定時点の新境川の河道（及び洪水調節施設）の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により新境川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の（鉄橋による）氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を起る規模の降雨による氾濫、新境及び内水による氾濫等を考慮していません。この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

**2. 基本事項等**

(1) 作成主体	岐阜県岐阜土木事務所
(2) 指定年月日	令和元年6月14日
(3) 告示番号	岐阜県告示第55号
(4) 根拠法令	水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項
(5) 対象となる水位周知河川	木曽川水系新境川（実施区間） 左岸：各務原市丁田橋下流から同市中屋大橋まで 右岸：各務原市丁田橋下流から同市中屋大橋まで
(6) 対象となる河川	木曽川水系新境川（実施区間） 左岸：各務原市北島橋下流から同市中屋大橋まで 右岸：各務原市北島橋下流から同市中屋大橋まで
(7) 指定の前提となる降雨	新境川流域の9時間総雨量595mm
(8) 指定区域	岐阜市、各務原市、羽島市、岐南町、笠松町
(9) その他計算条件等	①この図は、木曽川水系新境川の水位周知区間等で破壊等した場合の洪水浸水想定区域図等を表示しています。 ②この図は、新境川の（5）、（6）に記載した区間において、一定の条件で破壊等させたときの氾濫計算結果を基に作成したものであり、（計算メッシュという）に分割して、これを1単位として水深を計算しているため、微地形による影響が反映できない場合があります。 ③浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュ毎の想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や連続壁構築物（道路や鉄道の盛土など）等を考慮して図化しています。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（承認番号：平30情使、第955号）」  
 「この成果は、中部技術事務所長の承認を得て、同事務所作成の航空レーザー測量成果（オルソナドレータ、オルソステレオデータ、グリッドデータ）を使用したものです。（承認番号：平成30年6月20日付国部整中環共第11号）」